

第10回エコアクション21全国交流研修大会  
～2030年における企業価値とエコアクション21～

# バリューチェーンマネジメント とエコアクション21

2015年10月17日(09:00～10:00)

場所：パシフィコ横浜会議センター

## 後藤 敏彦

Eco-CRIP検討委員会座長

環境省エコアクション21ガイドライン改訂検討  
に関する作業部会 情報開示関連事項分科会 座長

NPO法人サステナビリティ日本代表理事

- I. **今の時代 取り巻く社会環境の大変化**
- II. **バリュー・チェーン・マネジメント**
- III. **エコアクションの活用**
- IV. **関連環境省施策**

# I. 今の時代 取り巻く社会環境の大変化

# 環境問題 世界の取組

- ▶ 1972 ストックホルム国連人間環境会議
- ▶ 1987 国連ブルンラント委員会報告  
(Our common future)
- ▶ 1992 リオ 国連環境開発会議(UNCED)  
気候変動枠組条約  
生物多様性条約  
リオ宣言 etc.
- ▶ 2002 ヨハネスブルグ WSSD  
ヨハネスブルグ宣言  
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/sengen.html> >
- ▶ 2012 リオ+20 The future we want.

# 環境・CSR (大)企業の取組

## ▶ 1990年代 環境

環境憲章

環境マネジメント・システム

環境報告書

## 第一の波

## ▶ 2000年代 CSR

CSR憲章

CSRマネジメント

CSR報告書(+環境報告書)

## 第二の波

## ▶ 2010年代 CSR(ESG)経営

ISO26000、GRI G4 ※、IIRC ※統合報告フレームワーク

EU非財務情報開示義務化

CSR報告書+環境報告書+統合報告書 ?

## 第三の波

スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード

※ GRI : Global Reporting Initiative ガイドライン第4版

# 世界課題

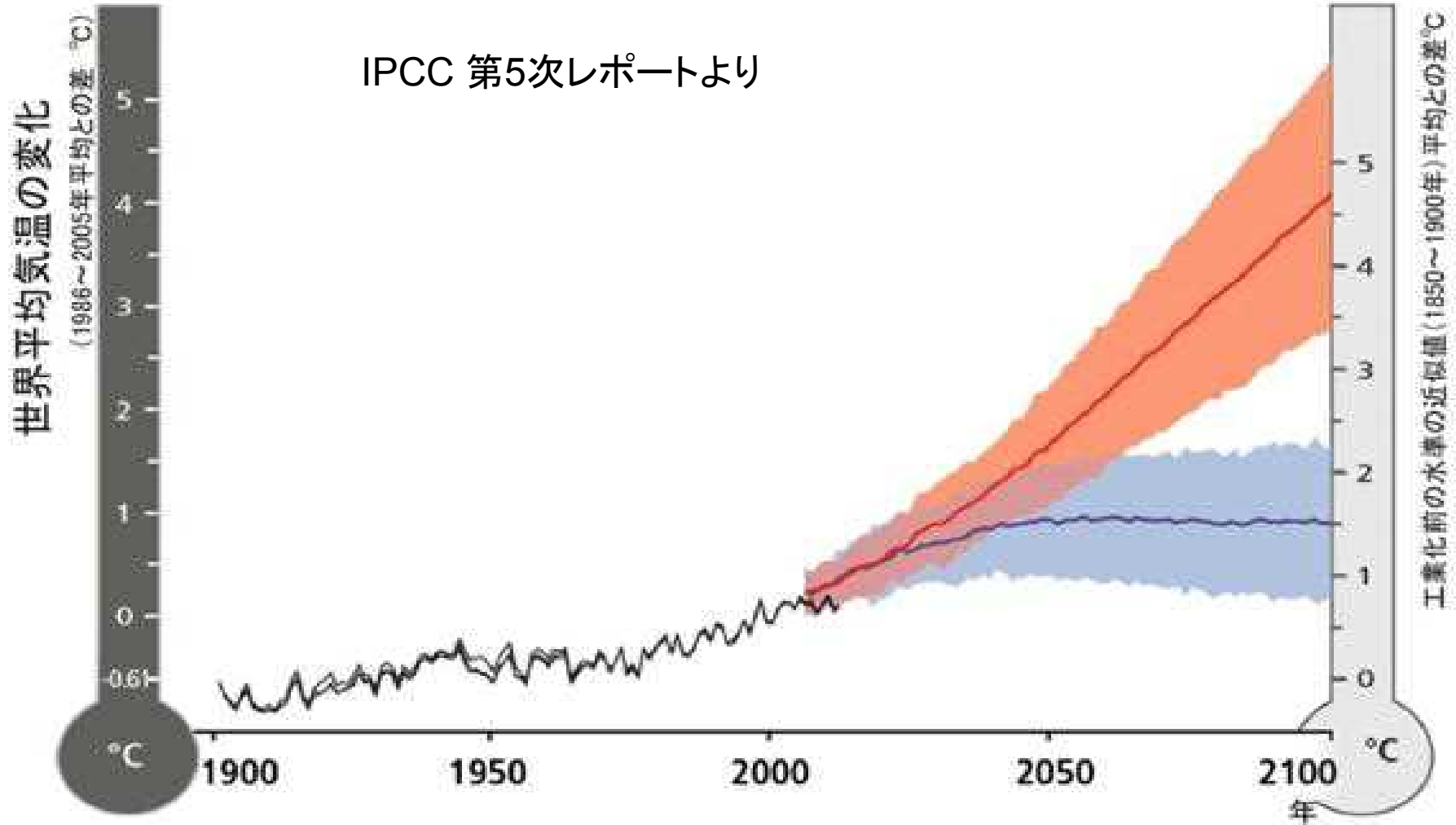
## ▶ つまるところ2つ

(人口問題を抱えた人類が引き起こした)

- 気候変動
- 生物多様性

## ▶ これをリスク要因としてのみとらえて対応するのではなく、**リターン要因として如何に他者との差異化をはかりビジネスの成長につなげるかが勝負どころ**になってきている。

IPCC 第5次レポートより



- 観測値
- RCP8.5(高排出シナリオ)
- 重複部
- RCP2.6(低排出緩和シナリオ)

# 地球の環境許容量

人類の活動は地球の環境許容量  
(人口扶養能力)(Carrying capacity)を超えてしまった。  
このままの延長線(BAU)では破滅。

CO<sub>2</sub>排出 2°C(政治決定)以下に  
抑えるには

2050年までに2010年比 40~70%以上

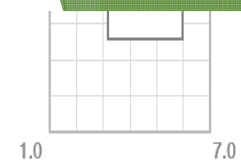
GHGs削減が必要 ※GHG : 温室効果ガス

2100年 100%削減もしくはマイナス排出  
(IPCC第5次報告書)



# 生物多様性条約・前文のキーワード

- ▶ **価値、生命保持の機構、主権的権利、伝統的な知識、女子の完全な参加、貧困の撲滅、人類の平和**
- ▶ これから理解されることは、生物多様性条約は、単に「いきもの」を大切にしようといった上から目線の問題ではなく、南北問題、平和問題など正に**人類の存続にかかわる課題**を扱<sup>9</sup>っている。



Top 10 risks in terms of  
**Likelihood** 発生可能性

- 1 Interstate conflict 国家間紛争
- 2 Extreme weather events 異常気象
- 3 Failure of national governance 国家統治の失敗
- 4 State collapse or crisis 国家の崩壊、危機
- 5 Unemployment or underemployment 失業、不完全雇用
- 6 Natural catastrophes 自然大災害
- 7 Failure of climate-change adaptation 気候変動適用の失敗
- 8 Water crises 水リスク
- 9 Data fraud or theft データの詐欺行為、窃盗
- 10 Cyber attacks サイバー攻撃

Top 10 risks in terms of  
**Impact** 影響

- 1 Water crises 水リスク
- 2 Spread of infectious diseases 感染症の拡大
- 3 Weapons of mass destruction 大量殺戮兵器
- 4 Interstate conflict 国家間紛争
- 5 Failure of climate-change adaptation 気候変動適用の失敗
- 6 Energy price shock エネルギー価格ショック
- 7 Critical information infrastructure breakdown 核心的情報インフラ破壊
- 8 Fiscal crises 財政破綻
- 9 Unemployment or underemployment 失業、不完全雇用
- 10 Biodiversity loss and ecosystem collapse 生物多様性の損失と生態系の崩壊

Categories カテゴリー

- ◆ Economic 経済
- ◆ Environmental 環境
- ◆ Geopolitical 地政学
- ◆ Societal 社会
- ◆ Technological 技術

Source: Global Risks Perception Survey 2014.

Note: Survey respondents were asked to assess the likelihood and impact of the individual risks on a scale of 1 to 7, 1 representing a risk that is not likely to happen or have impact, and 7 a risk very likely to occur and with massive and devastating impacts. See Appendix B for more details. To ensure legibility, the names of the global risks are abbreviated. Also see Appendix A for the full name and description.

## Ⅱ. バリューチェーン・マネジメント

- ▶ 1. CSRのガイダンス—ISO26000
- ▶ 2. 他の指導原則及び国際動向
- ▶ 3. ステークホルダー・  
エンゲージメント
- ▶ 4. ここ1～2年の動き

# バリューチェーンで起きていること

## NGOの戦略 レピュテーション(世論)の活用

テーマは環境、人権・労働、腐敗防止、何でもあり。

- マレーシアのケース 日立 人権・労働
- インドネシアのケース 紙・パルプ 環境
- タスマニアのケース 三井住商建材 環境
- 中国のケース アップル 環境・労働
- ネッスル キットカットのケース 環境・人権
- ユニクロのケース 環境・労働
- マレーシア・サラワク州 腐敗(贈収賄)・環境
- バングラディッシュ縫製ビル崩壊 労働・人権・環境
- インドネシア 石炭火力発電所(2015.7.29 NCP) 人権・環境
- アラスカ 石炭採掘 Jパワー(2011.5.5 NCP) 人権・環境
- 中国 マクドナルド腐肉事件 環境・安全・衛生

# 1. ISO26000

国際標準化機構(ISO)

**社会的責任に関する手引 ISO26000**

**2001.4 発議**

**2005. 規格検討開始**

**2010.11.1 規格発行**

**6セクター 政府・企業・労組・  
NGO・消費者団体・その他専門家  
99カ国 470人余のエキスパート**

# 7つの原則

- ▶ 4 社会的責任の原則
- ▶ 4.1 一般
- ▶ 4.2 説明責任 (Accountability)
- ▶ 4.3 透明性 (Transparency)
- ▶ 4.4 倫理的な行動 (Ethical behavior)
- ▶ 4.5 ステークホルダーの利害(関心)の尊重  
(Respect for Stakeholder interests)
- ▶ 4.6 法の支配の尊重 (Respect for the rule of law)
- ▶ 4.7 国際行動規範の尊重 (Respect for international  
norms of Behavior)
- ▶ 4.8 人権の尊重 (Respect for human rights)

# SRの定義

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任:

- 健康及び社会の福祉を含む持続可能な発展に貢献する。
- ステークホルダーの期待に配慮する。
- 関連法令を順守し、国際行動規範と整合している。
- その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される。

参考1 活動は製品、サービス及びプロセスを含む。

参考2 関係とは、組織の影響力の範囲内の活動を指す。

# 7つの中核主題

## 主な関係部門

- ▶ 組織統治
- ▶ 人権
- ▶ 労働慣行
- ▶ 環境
- ▶ 公正な事業慣行
- ▶ 消費者課題
- ▶ コミュニティ参画

- ⇒ 経営・経営企画・人事・財務
  - ⇒ 調達・営業・商品企画・人事
    - ⇒ 調達・人事・製造・営業
    - ⇒ 調達・製造・商品企画・営業
    - ⇒ 調達・営業・製造
    - ⇒ 営業・商品企画・製造
    - ⇒ 経営・調達・製造・営業
- 及び開発

**経営トップの関与、方針、戦略なくして対応は不可**



## 6.6.6 公正な事業慣行に関する課題 4： バリューチェーンにおける社会的責任の推進

### ▶ 6.6.6.1 課題の説明

- ▶ 公的機関を含め、組織は自らの調達及び購入の意思決定を通じて、他の組織に影響力を及ぼすことができる。組織は、バリューチェーンに沿ってリーダーシップ及び指導力を発揮することによって、社会的責任の原則及び慣行の導入及び支援を促すことができる。
- ▶ 組織は、自らの調達及び購入に関する意思決定が他の組織にもたらす潜在的影響又は意図しない結果を考慮し、マイナスの影響が及ばないように、又はマイナスの影響を最小限に抑えるように、しかるべき注意を払うべきである。同時に、組織は社会的に責任ある製品及びサービスの需要を喚起することができる。これらの行為は、法規制を実施し、執行するという当局の役割に取って代わるものと見なされるべきでない。
- ▶ バリューチェーンに含まれるすべての組織が、関連する法規制を順守する責任、並びに自らが社会及び環境に及ぼす影響に対する責任を負う。

## 7.3 組織の社会的責任の理解

### 7.3.1 デュー・ディリジェンス

- ▶ 社会的責任という背景の中でのデュー・ディリジェンスは、組織の決定及び活動が及ぼす、実際の及び潜在的なマイナスの社会的、環境的及び経済的影響を回避し、緩和することを目的として、これらの影響を明確化するための包括的で積極的なプロセスである。

→ サプライチェーンに対するCSR監査の必要性



取組をしていないと切り捨てられる。

# 加担

- ▶ 加担には、**法的な意味と法的ではない意味**がある。
- ▶ 法的な意味における加担とは、一部の管轄地域では、犯罪のような違法行為と知りながら、又は違法行為をほう(幫)助する意図をもちながら、その違法行為の実行に実質的な影響を及ぼす行為又は不作為を行うこととして定義されている。

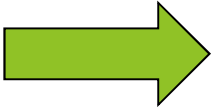
# 加担

- ▶ 法的でない意味においては、加担は、行動に対する広範な社会期待から派生している。  
このような意味においては、組織は、国際行動規範とは整合しない、又はこれを無視した他者の不法行為で、デューディリジェンスを用いることで、社会、経済又は環境に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があることをその組織が知っていた、又は知っていたはずの違法行為を助けた場合に、加担したものとみなされるかもしれない。  
また、組織は、こうした不法行為に対して沈黙していた場合、又はこうした不法行為から利益を得た場合にも、加担したものとみなされるかもしれない。

## 7.3 組織の社会的責任の理解

### 7.3.1 デュー・ディリジェンス

- ▶ 社会的責任という背景の中でのデューディリジェンスは、組織の決定及び活動が及ぼす、実際の及び潜在的なマイナスの社会的、環境的及び経済的影響を回避し、緩和することを目的として、これらの影響を明確化するための包括的で積極的なプロセスである。

 サプライチェーンに対するCSR監査  
の必要性

調達部門の喫緊の課題

## 2. その他の指導原則 及び国際動向

# ラギー・レポートの重要性

- ▶ The "Protect, Respect and Remedy" Framework (国連フレームワーク)
- ▶ UN Special Representative John Ruggie proposed a framework on business & human rights to the UN Human Rights Council in June 2008, resting on three pillars:
  1. the **state duty to protect** against human rights abuses  
by third parties, including business;
  2. the **corporate responsibility to respect** human rights;  
and
  3. greater access by **victims** to **effective remedy**, both judicial and non-judicial. ‘

# 人権 国連フレームワーク

- ▶ ラグー・レポート
- ▶ 13. 人権を尊重する義務は、ビジネス組織に次のことを要求している：
- ▶ (a) 自身の活動を通して人権悪影響を与えたり関与することを避け、発生したときには、そのような影響に対処する；
- ▶ (b) たとえそれらの影響の原因の一つではなかったとしても、取引関係によって自社の運営・製品またはサービスと直接に関連がある人権悪影響を防ぐか、緩和しようとする。

2011年6月16日 国連人権理事会採択

[http://unic.or.jp/security\\_co/res/other26.htm](http://unic.or.jp/security_co/res/other26.htm)

<http://www.sustainability-fj.org/reference/documents/>



OECD

# 多国籍企業ガイドライン

1976

2000大改訂

2011.5.25大改訂

人権、SCMの強化

[http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme\\_pdf/enterprise\\_pdf/20110902guide\\_multinational\\_jp.pdf](http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/enterprise_pdf/20110902guide_multinational_jp.pdf)

NCP National Contact Point

<http://oecdwatch.org/>

# USA Conflict minerals(紛争鉱物)

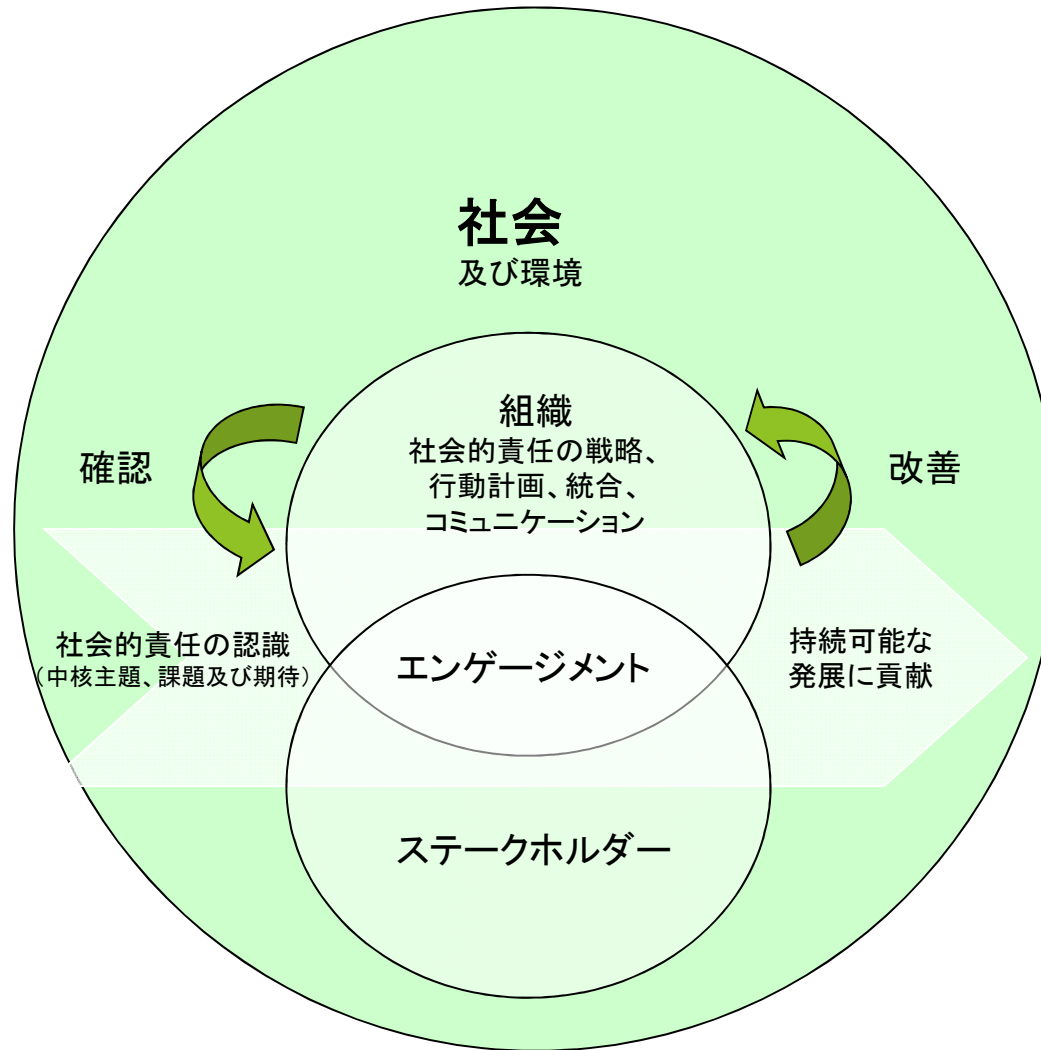
- ▶ Financial Reform Act(金融改革法) 1502, 1504  
2010.7
- ▶ SEC 規則 2012.08.22
- ▶ EICC <http://www.eicc.info/index.shtml>
- ▶ **2015年末、EUも同等以上の規制導入予定**

# 違法伐採木材製品規制

- US Lacey 法(レーシー法) 2010施行
- EU Timber Regulation(木材規則) 2013施行  
FLEGT Voluntary Partnership Agreements (VPAs)  
( Forest Law Enforcement, Governance and Trade)
- オーストラリア(違法伐採禁止法)  
An Illegal Logging Prohibition Bill 2012 2014施行
- **2015.7.3 自民党林政小委員会  
デュー・デリ法案策定方針決定**

- ▶ 4.1、4.2 バリューチェーン取組
- ▶ 4.4 環境パフォーマンス評価 導入
- ▶ 5.1 トップマネジメントのリーダーシップとコミットメント
- ▶ 5.2 環境についてISO26000との整合性
- ▶ 6.1 リスク及び機会への取組
- ▶ 7.2 力量⇒従業員への環境教育
- ▶ 7.4.3 外部コミュニケーションを要求事項として明確化
- ▶ 8.1 運用の計画及び管理 ⇒ ライフサイクル思考の要求事項化
- ▶ 9.2 内部監査 ⇒ 有効性監査の要求事項化

### 3. ステークホルダー ・エンゲージメント パートナーシップ社会 (ネットワーキング)



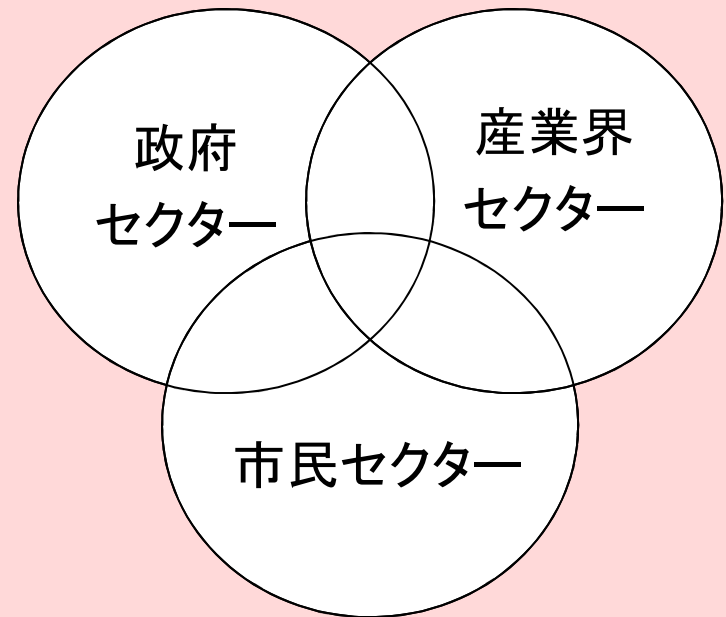
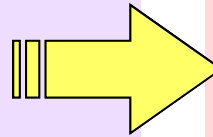
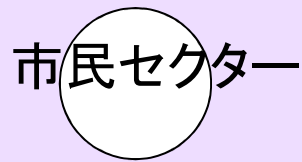
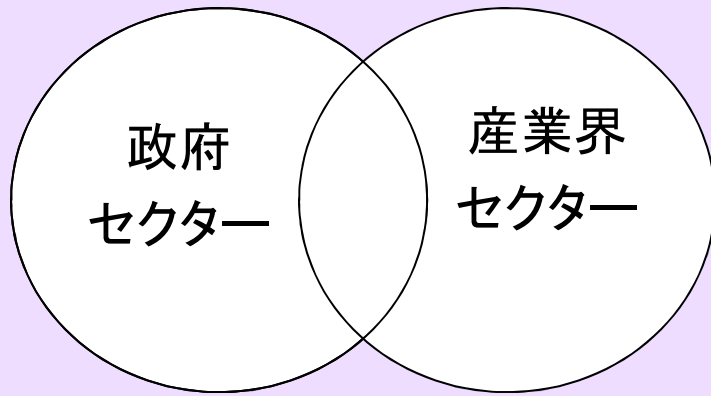
出典:ISO26000 7.1 図-4 社会的責任の組織全体への統合<sup>30</sup>

# 環境と開発に関するリオ宣言 第10原則

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。(以下、省略)

## NGO/NPOとの対話の根拠、重要性

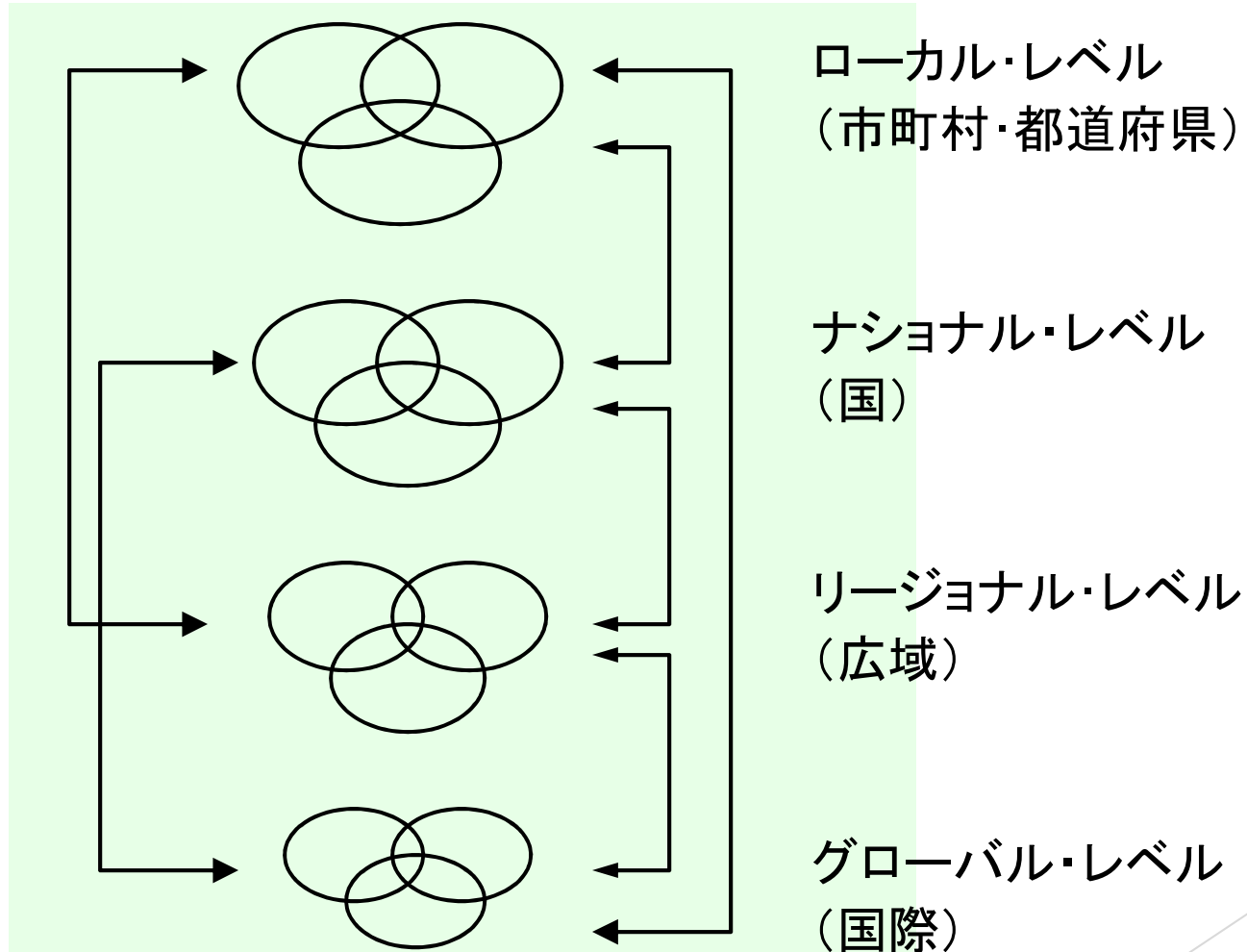
# パートナーシップ社会図





# 階層的パートナーシップ社会

グローバル・パラドックス 補完性原則 SUBSIDIARITY



## 4. この1~2年の動き

1). 2013.4.16 **EU会計指令改訂提案**

[http://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/ia\\_carried\\_out/docs/ia\\_2013/com\\_2013\\_0207\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/ia_carried_out/docs/ia_2013/com_2013_0207_en.pdf)

2). 2013.5. **GRI G4**

<https://www.globalreporting.org/Pages/resource-library.aspx?resSearchMode=resSearchModeText&resSearchText=G4&resCatText=Reporting+Framework&resLangText=Japanese>

3). 2013.12.9 **統合報告フレームワーク**

<http://www.theiirc.org/>

4. 2014.2.26 **金融庁「責任ある機関投資家」の諸原則**

<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2.html>

5. 2014.12.12 **金融庁・東証「コーポレートガバナンス・コード原案」**

# 「責任ある機関投資家」の諸原則 2014.2

## 《日本版スチュワードシップ・コード》について

- ▶ 本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。
- ▶ 本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。

本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

# 金融庁「責任ある機関投資家」の諸原則

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための**明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、**投資先企業の持続的成長に向けて**スチュワードシップ責任を適切に果たすため、**当該企業の状況を的確に把握すべき**である。
4. 機関投資家は、**投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、**投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、**顧客・受益者に対して定期的に報告を**行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための**実力を備える**べきである。

# スチュワードシップとは 受託したものを守り育てること

領主---スチュワード---荘園

アセット・オーナー---機関投資家---企業  
株主---取締役・幹部---企業  
社会---取締役・幹部---企業

# 必然的にESG投資へ

- ▶ ESG ≒ CSR
  - ▶ **E Environment**
  - ▶ S Society
  - ▶ G Governance
- ▶ ESG投資とは、ESG要素をリスク要因として捉えるだけでなく、**リターン要因**としても考慮する投資手法。ガバナンスが特に重視されるといわれる。
- ↓
- SCMの強化につながる。

# 国連・責任投資原則(2006)は6つ原則からなり、35の行動が示されている。

1. 私たちは投資分析と意志決定のプロセスに **ESGの課題**を組み込みます。
2. 私たちは活動的な（株式）所有者になり、（株式の）所有方針と（株式の）所有慣習に**ESG問題**を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対して**ESGの課題**について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、**協働**します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して**報告**します。

# 年金積立金管理運用独立行政法人 Government Pension Investment Fund(GPIF)

- ▶ 報道関係者各位
- ▶ 国連責任投資原則への署名について
- ▶ 年金積立金管理運用独立行政法人は、平成27年9月16日、資金運用においてESG（環境、社会、ガバナンス）の視点を反映させる国連責任投資原則の署名機関になりました。  
詳しくは別紙をご覧ください。

[http://www.gpif.go.jp/topics/2015/pdf/0928\\_signatory\\_UN\\_PRI.pdf](http://www.gpif.go.jp/topics/2015/pdf/0928_signatory_UN_PRI.pdf)



# ESG課題 例

## ▶ Eの課題

気候変動 → 適応 → ビジネスモデルの変更

## ▶ Sの課題

国際間格差 → BOPビジネス → ダイバーシティ  
(Inclusive ビジネス)

## ▶ Gの課題

中長期ポリシー → イノベーション

# SDGs 2015.9 国連採択

▶ 2030年までに達成すべき**持続可能な開発のための2030アジェンダ**リスト

1. **S** あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅
2. **ES** 飢餓の撲滅、食糧安全保障およびすべての人々の十分な栄養摂取の実現、持続可能な農業の促進
3. **ES** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の実現
4. **S** すべての人々への、公平かつ包括的な質の高い教育および生涯学習の機会の提供
5. **S** あらゆる場所におけるジェンダー平等ならびに女性および女子のエンパワーメントの実現
6. **ES** 持続可能な世界に向けた、すべての人々の水と衛生の確保
7. **ES** すべての人々の、安価かつ持続可能で信頼できる現代的なエネルギーサービスへのアクセスの確保
8. **S** 強力かつ包括的で持続可能な経済成長およびすべての人々のディーセント・ワーク（適切な雇用）の促進
9. **S** 持続可能な産業化の促進
10. **S** 各国内および各国間の不平等の是正
11. **ES** 包括的かつ安全で持続可能な都市および人間居住の構築
12. **ES** 持続可能な生産消費形態の促進
13. **ES** 気候変動に対応するためのあらゆるレベルにおける行動の促進
14. **ES** 海洋資源および海洋の、保全および持続可能な利用の実現
15. **ES** 陸域生態系の保護および回復、あらゆる生物多様性の損失の阻止
16. **S** 平和で包括的な社会、法の支配および有効かつ有用な制度の実現
17. **ES** 持続可能な開発のための実施手段およびグローバルパートナーシップの強化・向上

“G”はすべてに必要。ここでのESGは後藤私見。

すべてビジネスの関与(=ビジネス機会・チャンス)が必須。

# 1%に満たない日本のESG投資の割合 欧州は49%

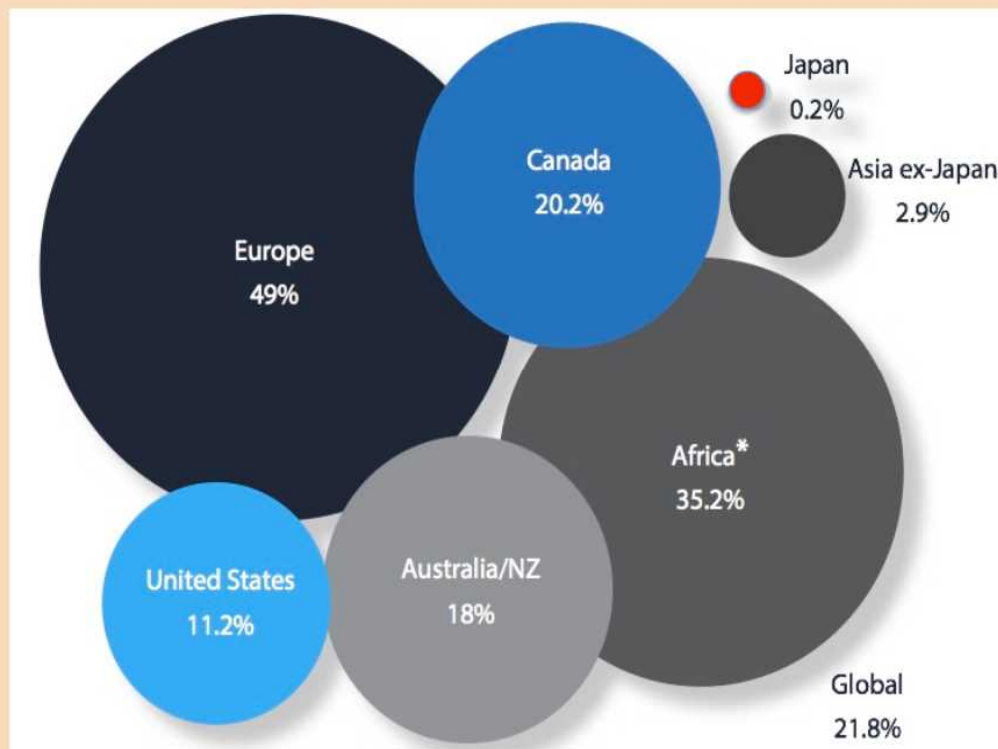


Figure 3. Relative proportion of ESG assets in total assets under management by region

出典：2012 Global Sustainable Investment Review, Global Sustainable Investment Alliance

# コーポレートガバナンス・コード 2014.12/12 2015.03/05 確定

## 【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

## 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と**中長期的な企業価値の創出**は、**従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会**をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらの**ステークホルダーとの適切な協働に努める**べきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

## 【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、**法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む**べきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした**情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく**、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

## 【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する**受託者責任・説明責任**を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

## 【株主との対話】

5. 上場会社は、その**持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、**株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべき**である。

# コーポレートガバナンス・コード ≠ 企業統治指針

▶ 企業統治                                  イメージ                  縦  
上意下達・取締役機構・内部統制etc.

▶ コーポレートガバナンス                  イメージ                  横  
コミュニケーション・協働・説明責任  
・透明性etc.

## Ⅲ. エコアクション21の活用

- ▶ 国内専業中小企業
  1. サプライチェーンに組み込まれている企業
  2. 独立の企業・団体
- ▶ 海外展開している、考えている中小企業

# 金融機関の動き

- ▶ 環境格付け融資
- ▶ 21世紀金融行動原則
- ▶ 金融庁 日本版スチュワードシップコード
- ▶ GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人) 2015.9.16  
国連責任投資原則署名 9/28安倍首相国連で発表7→ ESG投資開始

**現時点では、一部金融機関を除き動きは鈍いが、これから1~3年後は様変わりの可能性。**

# 21世紀金融行動原則

## 2015/3末現在 193機関署名

### 地銀のほとんど

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。



# 自治体の動き

- ▶ 環境条例の強化
- ▶ 気候変動枠組条約の影響 要注目CoP21  
やらされるのではなく、東京都ヲはじめとして  
世界の自治体側からの持ちかけ

現時点で自治体により濃淡の差が大きい

# 国内専業中小企業

- ▶ 情報収集 取引先は直接の取引先だけでなく、  
もっと先まで
- ▶ 環境取組 エコアクション21の徹底活用  
資材調達、省エネ・省資源、  
環境製品・サービス
- ▶ 情報発信 環境活動レポートの徹底活用  
取引先、金融機関、自治体、従業員教育(誇り)

# 海外展開している、考えている 中小企業

- ▶ 情報収集 取引先は直接の取引先だけでなく、  
もっと先まで  
展開先国のCSR状況
- ▶ 環境取組 エコアクション21の徹底活用  
資材調達、省エネ・省資源、  
環境製品・サービス  
ISO26000等を活用したCSR取組
- ▶ 情報発信 環境活動レポートにCSR情報追加

## IV. 関連環境省施策

- ▶ 環境配慮促進法
- ▶ 環境コミュニケーション大賞
- ▶ 低炭素杯
- ▶ Eco-CRIP
- ▶ 環境人づくり企業大賞
- ▶ 情報開示基盤整備事業

XBRLの活用

eXtensible Business Reporting Language

ご清聴ありがとうございました。